

期間内の申告・納税を!

2月16日~3月15日は確定申告期間です

大和税務署 ☎(262)9411 / 市民税課 ☎(235)8594

令和3年分の所得税と復興特別所得税の確定申告書は、自身で作成し期間内に提出してください。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書の作成やe-Taxによる提出ができます。確定申告関係用紙は同ホームページからダウンロードのほか税務署で配布、2月初旬からは市民税課前配布コーナーで配布します。新型コロナウイルス感染防止のため市役所は予約制、大和税務署は入場整理券を配布します。

予約定員制 市役所で所得税の確定申告

- ①②は、市役所で申告できます。予約定員制です。
- ① 収入が給与と公的年金のみの申告(源泉徴収票が必要)
- ② 医療費・社会保険料・生命保険料・扶養・寄附金の控除に関する申告
- 期 2月16日(水)~3月15日(火)(土)(日)(祝)除く、2月20日・27日は実施)
- 時 8時30分~9時50分 / 10時10分~11時30分 / 13時~14時20分 / 14時40分~16時
- 場 市役所401会議室
- 対 海老名市に住民票がある方
- 定 各時間帯先着35人(予約定員制)
- 他 介助などの付き添いが必要な場合を除き、申告者本人のみ入場できます。郵送での提出はできません

予約方法
2月1日(火)から、先着で受け付けます。当日予約はできません。予約以外のことは市民税課へお問い合わせください。

甲 申告日の前日(土)(日)(祝)除く) 16時15分までに、市ホームページまたは予約専用ダイヤルへ

市ホームページ
確定申告相談予約ページから予約可。
時 24時間(初日は8時45分から) 予約ページ

予約専用ダイヤル
☎(235)2555
予約の変更やキャンセルも受け付けます。電話が集中してつながりにくい場合があります。
時 8時45分~16時15分(土)(日)(祝)除く)



提出のみは予約不要
時 8時30分~16時(12時~13時除く)
場 市役所401会議室
他 2月19日(土)、3月5日(土)8時30分~12時は市民税課へ直接提出

入場整理券配布 大和税務署で所得税の確定申告

- ①~⑤の申告は、大和税務署で行ってください。入場整理券を配布します。
- ① 給与・公的年金以外の収入に関する申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)
- ② 住宅借入金等特別控除の申告(源泉徴収票に記載がある場合を除く)
- ③ 雑損控除の申告
- ④ 特定支出控除の申告
- ⑤ 令和2年分以前の申告
- 期 1月24日(月)~3月15日(火)(土)(日)(祝)除く、ただし2月20日・27日(日)は実施)
- 時 9時~17時(受け付け8時30分~16時)
- 他 最小限の人数で来場してください。駐車場は限りがあるため公共交通機関を利用してください。相続税の相談は受け付けません

入場整理券配布方法

日時指定の入場整理券をLINEアプリで発行します。「国税庁LINE公式アカウント」を「友だち追加」してください。詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。当日分の整理券を大和税務署でも配布します。配布は早めに終了する場合があります。

「公的年金等に係る雑所得」の確定申告

「公的年金等に係る雑所得」の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要

です。公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更・追加(医療費控除など)がある場合や、その他に収入がある場合は、確定申告が必要

市・県民税(個人住民税)の申告

令和4年度市・県民税(個人住民税)の申告書の提出期限は3月15日(火)です。予約不要で申告できます。未申告の場合、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などを発行できないことがあります。なお、次の①~④に該当する方は申告不要です。

- ① 所得税および復興特別所得税の確定申告をした方
- ② 令和3年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③ 令和3年中の収入が公的年金のみで、収

入金額の合計額が400万円以下であり、公的年金の源泉徴収票の控除内容に変更や追加(生命保険料控除・医療費控除など)がない方

④ 市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

【申告方法】直接提出してください。郵送可。
【会場】2月15日(火)まで 8時30分~17時15分(第1・3(土)は12時まで) / 市民税課 2月16日(水)~3月15日(火) 8時30分~16時(12時~13時除く) / 市役所401会議室

税理士による無料申告相談

当日8時30分から、先着順に入場整理券を配布します。配布は早めに終了する場合があります。

日 2月10日(木)・14日(月)・15日(火)
【午前の部】9時~12時
【午後の部】13時~15時30分

場 市役所401会議室

※ 小規模納税者(令和3年中の所得金額が300万円以下の方)の所得税および復興特別所得税、個人消費税率、年金受給者および給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告。ただし、譲渡所得がある方、所得金額が高額な方、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受ける方および相談内容が複雑な方などを除く

確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税と復興特別所得税の確定申告は①~⑫、市・県民税の申告は①~③を持参してください。申告内容によりその他の資料が必要になる場合があります。

- ① 筆記用具・計算用具
- ② マイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか)
- ③ 本人確認書類(運転免許証・パスポート・健康保険証など)。マイナンバーカード持参の場合は不要
- ④ 源泉徴収票(原本)
- ⑤ 社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書。国民年金は控除証明書
- ⑥ 生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑦ 医療費控除やセルフメディケーション税制(医療費控除の特例制度)の申告は、計算済みの医療費明細書(領収書不可)または医療費通知書
- ⑧ 寄附金控除の申告は、領収書または受領証明書
- ⑨ 申告者本人の銀行口座番号
- ⑩ 前年分の確定申告をした方は、確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑪ 税務署からお知らせはがきが郵送されている方は、そのはがきなど
- ⑫ e-Tax利用者は、利用者識別番号と暗証番号

令和3年中の国民健康保険と後期高齢者医療保険の医療費通知書を発送

発送時期は次のとおりです。詳細は、国保医療課(国保年金係 ☎235-4594、後期高齢者医療係 ☎235-4595)へお問い合わせください。その他の健康保険組合などが発行する医療費通知書は発行元にお問い合わせください。

- 【国民健康保険】
〈1月~10月分〉1月初旬
〈11月~12月分〉3月初旬
- 【後期高齢者医療保険】
〈1月~11月分〉2月中旬
〈12月分〉3月中旬